

「ISO/TC249 における国際規格策定に資する科学的研究と調査 および統合医療の一翼としての漢方・鍼灸の基盤研究」

業務項目⑨ 「国際条約・機関における伝統医学の遺伝資源及び伝統的知識の研究」 報告

分担研究者 小野直哉 公益財団法人未来工学研究所 主任研究員

要旨：【目的】本研究では、特に伝統医学に関わる遺伝資源や伝統的知識の議論が活発に行われている生物多様性条約における伝統医学に関わる議論と問題の現状を把握し、今後の課題を明確にすることが目的である。**【研究方法】**日本国内における生物多様性条約関連のワークショップやセミナー、シンポジウム、フォーラム、講演会への参加及び開催による伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識の情報収集、紙媒体の文献調査及び Web 上での伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識に関する情報を収集し、日本の伝統医学を取り巻く遺伝資源と伝統的知識に関してまとめた。**【結果】**生物多様性条約締約国会議（COP）は 2 年に 1 度、締約国持ち回りで開催されており、2010 年に名古屋で開催された締約国会議（COP10）後、2012 年はインドのハイドラバードで開催された締約国会議（COP11）、2014 年（本年度）は韓国の平昌で締約国会議（COP12）が開催されていた。本年度の調査研究期間中に開催された日本国内における生物多様性条約関連のセミナー等として、I 「遺伝資源へのアクセスと利益配分問題を根底から理解するための地方勉強会（近畿ブロック）」と II 「CBD/ABS セミナー『生物多様性条約第 12 回締約国会議及び、名古屋議定書の第 1 回締約国会議についての報告』」へ参加し、本分担研究主催のシンポジウムとして、III 「2014 年度シンポジウム『日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況』」を開催し、伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識の情報収集と共に、紙媒体の文献調査及び Web 上での情報収集から、日本の伝統医学を取り巻く遺伝資源と伝統的知識に関する現状がまとめられた。**【考察と結論】**今後の課題として、①日本の伝統医学が置かれている国際環境の現状をより多くの日本の伝統医学関係者と日本国民に認識してもらうことと、その方策の検討、②日本の伝統医学関係者には、多様な分野（企業を始め、法律家や環境学者、国際問題、知的財産関連等）の専門家との水平連携、③各国際機関や条約での伝統医学に関する議論や現状を網羅的に把握し、それらを有機的に考察した上での知見を以って、個別の国際機関や条約に対処することが必要である。更に、今後は、生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識のアクセスと利益配分に関わる多様な分野の専門家との協力を促進し、生物多様性条約以外の国際機関や条約での伝統医学に関する遺伝資源や伝統的知識の議論も含め、特に中国や韓国、他の伝統医学を法制度化している国等の伝統医学に関する政府の意思決定機関等が、伝統医学に関する生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識のアクセスと利益配分や生物多様性条約以外の国際機関や条約での遺伝資源や伝統的知識の議論に対し、今後、どのような具体的方策や戦略を取って行くのかを現地調査等を通して明確にして行く必要がある。

研究協力者

坂部 昌明 (森ノ宮医療大学 兼任講師)
炭田 精造 (一般財団法人バイオインダストリー
協会 (JBA) 生物資源総合研究所
技術顧問)
森岡 一 (国立遺伝学研究所 知的財産室
ABS 学術対策チームリーダー)
田上麻衣子 (東海大学法学部 准教授)
佐々木博美 (日本東洋医学サミット (JLOM)
事務局 事務総長補佐)

A. 目的

世界の伝統医学を取り巻く環境は日々刻々と変化しており、国際標準化機構 (ISO) での中国伝統医学 (中医学) の標準化の動き以外にも、様々な国際条約や国際機関で、伝統医学に関する多様な議論が取り扱われている。

本研究では、特に伝統医学に関わる遺伝資源や伝統的知識の議論が活発に行われている生物多様性条約における伝統医学に関わる議論と問題の現状を把握し、今後の課題を明確にすることが目的である。

B. 研究方法

日本国内における生物多様性条約関連のワークショップやセミナー、シンポジウム、フォーラム、講演会への参加及び開催による伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識の情報収集、紙媒体の文献調査及び Web 上での伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識に関する情報を収集し、日本の伝統医学を取り巻く遺伝資源と伝統的知識に関してまとめた。

(倫理面への配慮)

本調査研究は日本国内における生物多様性条約関連のワークショップやセミナー、シンポジウム、フォーラムへの参加及び開催による伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識の情報収集、紙媒体の文献調査及び

Web 上での伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識の情報収集を基本とし、著作権の侵害等には十分配慮しており、それ以外の倫理面への配慮は必要ない。

C. 結果

生物多様性条約締約国会議 (COP) は 2 年に 1 度、締約国持ち回りで開催されており、2010 年に名古屋で開催された締約国会議 (COP10) 後、2012 年はインドのハイドラバードで開催された締約国会議 (COP11)、2014 年 (本年度) は韓国の平昌 (ピョンチャン) で締約国会議 (COP12) が開催されていた。本年度の調査研究期間中に開催された日本国内における生物多様性条約関連のワークショップやセミナー、シンポジウム、フォーラム、講演会として、以下の I 「遺伝資源へのアクセスと利益配分問題を根底から理解するための地方勉強会 (近畿ブロック)」と II 「CBD/ABS セミナー『生物多様性条約第 12 回締約国会議及び、名古屋議定書の第 1 回締約国会議についての報告』」へ参加し、本分担研究主催のシンポジウムとして、III 「2014 年度シンポジウム『日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況』」を開催し、伝統医学に関わる生物多様性条約での遺伝資源と伝統的知識の情報収集と共に、紙媒体の文献調査及び Web 上での情報収集から、日本の伝統医学を取り巻く遺伝資源と伝統的知識に関する現状がまとめられた。

I. 参加セミナー 1

【タイトル】

「遺伝資源へのアクセスと利益配分問題を根底から理解するための地方勉強会 (近畿ブロック)」

【日時】

平成 26 年 11 月 14 日 (金) 14:00~16:00

【会場】

京都農林水産総合庁舎専用第 1 会議室 (京都

府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町)

【定員・参加費】

50名(無料)

【主催】

農林水産省大臣官房環境政策課

【協力】

北海道農政事務所農政推進部農政推進課
東北・北陸・近畿・中国四国・九州 各農政局
生産部生産技術環境課

【プログラム】

挨拶：(農林水産省大臣官房環境政策課)

第1部

演題1：「遺伝資源へのアクセスと利益配分問題の背景に何があるのか？」

演者1：山本昭夫(農林水産省大臣官房環境政策課地球環境対策室 課長補佐)

第2部

演題2：「農林水産の取り組みの紹介」

演者2：一条美和(農林水産省大臣官房環境政策課市場化企画係長)

【内容】

本勉強会は、以下の主旨で開催された。

農林水産業は、植物・動物・微生物等の様々な遺伝資源を利用した研究開発に支えられている。その際、今日我々が利用している遺伝資源は、生物多様性条約などが定める国際的なルールにしたがって利用することが求められている。

こうしたなか、CBDの実施をさらに確かなものとするための同条約名古屋議定書が本年10月12日に発効することとなり、現在、政府は同議定書に対応するための国内措置を検討している。

その検討にあたっては、遺伝資源を実際に利用しているユーザーからの意見を得たいと考えているが、的確な意見を得るためにも、この遺伝資源問題の背景やこうした国際ルールが及ぼすインパクトをユーザーに理解して

もらうことが重要である。

今回、関東ブロックに引き続き、各ブロック別に勉強会を開催し、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益を遺伝資源提供者に配分するという問題の背景には何があり、今後遺伝資源を利用する研究開発を行っていくときどのような点に留意すべきか、過去四半世紀の議論の流れを概観し、遺伝資源を実際に利用しているユーザーが今後の対応を考える際、見通しよくするための基礎知識を取得してもらうことが目的とされた。

第1部の演題1「遺伝資源へのアクセスと利益配分問題の背景に何があるのか？」の演者、山本昭夫氏から以下に関する報告と説明が行われた。

本年10月12日に名古屋議定書が発効したことから、ここ数年は遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の配分問題を、関係者全員があらためて真剣に考えるべき時期に来ている。しかし、これまでの議論の流れがわからないので、事の軽重が判断できないし適切な対応もできない。よって、今後の検討にあたって、この問題がどのような視点から何を巡って交渉されてきたかという全体像を把握することが不可欠である。

講演内容の具体的項目は以下の通りである。

I. 遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益配分(Access and Benefit Sharing: ABS)とは何か

○遺伝資源の利用例①

○南北問題としてのABS

○アクセス規制の極端な例

インドネシアによる鳥インフルエンザウイルス標本提供拒否(2007年)

○追跡 特許法等で出所開示を求める国

・南アメリカ：アンデス連合、ブラジル、他

・ヨーロッパ：ベルギー、デンマーク、他

・アジア・オセアニア：中国、インド、他

- ・ アフリカ：南アフリカ
- II. その交渉の歴史に沿った争点の理解（主要条文の説明を含む）
 - 2. ABS 交渉の歴史に沿った争点の理解（主要条文の説明を含む）
 - 現在の ABS 関係条約の全貌
 - ・ 生物の多様性に関する条約（CBD）（1993 年発効）
 - ・ 名古屋議定書（2010 年 10 月採択 2014 年 10 月発効）
 - 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）（2004 年発効）
 - ABS 交渉の歴史（要約）
 - 遺伝資源及び周辺分野の交渉史
 - ・ 植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ
 - ・ 農民の権利（89 年 FAO 総会決議 5/89）
 - (1) 生物多様性条約
 - 正式には、「生物の多様性に関する条約」Convention on Biological Diversity（CBD）1993 年 12 月発効 194ヶ国が参加
 - 先進国は、ABS は「目的」ではなく「手段」であるとの主張だった。ABS の原則 → これがすべての基礎
 - 生物多様性条約 第一五条 遺伝資源の取得の機会
 - ・ 主権的権利に由来する二国間主義、ルール違反は国内法違反
 - ・ PIC（Prior Informed Consent）……政府の事前許可
 - ・ MAT（Mutually Agreed Terms）……当事者どうしの私的契約
 - ・ 利用国側も協力してこれを実現したのが名古屋議定書（名古屋議定書は ABS のルールを定めるものではない。）
 - 伝統的知識……CBD によるもう一つの利益配分
 - 第 8 条 生息域内保全
 - ・ いわゆる TK（Traditional Knowledge：伝統的知識）に関する ABS を規定。

- (2) 食料・農業植物遺伝資源条約
 - 正式には、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture（ITPGRFA）2004 年 6 月発効（日本は 2013 年 10 月加入）締約国は 133ヶ国
 - 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）のポイント
 - ・ 目的・適用範囲
 - 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）の多数国間の制度（MLS: Multilateral System）
 - ITPGR における利益配分上の課題
 - 名古屋議定書の重要条項
 - ITPGR との関係
 - 利益配分の対象範囲の拡大
 - 名古屋議定書では「遺伝資源」「の利用から生ずる利益」
 - 最近では、CBD において「合成生物学」が議論。
 - 名古屋議定書の国内措置について
 - 提供国措置について
 - EU における動向
 - 【種苗業者の主な主張】
- III. まとめ
 - ABS は、南北問題である。
 - ABS は、名古屋議定書の発効をふまえると、さらに適正に対処すべき課題となっている。
 - ABS は、研究開発を行うにあたってのリスクと捉えて、適切に管理する必要がある。
 - ABS は、遺伝資源をベースとする産業の根底にある問題であり、影響は甚大である。
- 第 2 部の演題 2「農林水産の取り組みの紹介」の演者、一条美和氏から以下に関する報

告と説明が行われた。

○権利意識を高めた途上国等からの遺伝資源の取得・利用は極めて困難である。これを打開するために、個々の民間企業等では対応できない。農林水産では様々な支援の取り組みを行っている。農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（～平成 28 年度）では、遺伝資源の取得に関心のある企業等から構成される勉強会コンソーシアムを組織し、特定の資源国と交渉を行い、遺伝資源の円滑な取得と利用のためのルート構築支援を行っている。また、農林水産分野における遺伝資源利用促進事業では、どのように対応すれば、海外の植物遺伝資源を育種・研究に利用できるかを示すために、植物遺伝資源の取得・利用手引きを作成した。本利用手引きは、平成 25 年度利用促進事業で作成された。

I. 農林水産の取り組みの基本的考え方に付いて（平成 27 年概算要求の概要）

II. 農林水産省主催勉強会・コンソーシアムに付いて（勉強会の概要）

III. 植物遺伝資源の取得・利用手引き（β版）に付いて

- 本利用手引きのポイントは、
- ・どの様に対応すれば、海外の育種・研究に利用できるかを記載している。
- ・現場での課題に即した手引きを開発するためのβ版である。

IV. 海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口について

- 遺伝資源を取り巻く最新の情報等について利用者に提供し、国際ルールを守りながら海外の遺伝資源を積極的に取得・利用してもらうことを目的として、「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口」を 2014 年 10 月 28 日に開設した。

- 最新情報を提供する説明会等の開催情報、取得・利用の際に役立つ手引き、遺

伝資源提供国等の情報及び農林水産省が実施している海外遺伝資源の利用促進のための支援策について掲載するほか、この分野で役立つ関連サイト情報も示している。

II. 参加セミナー 2

【タイトル】

「CBD/ABS セミナー『生物多様性条約第 12 回締約国会議及び、名古屋議定書の第 1 回締約国会議についての報告』」

【日時】

平成 26 年 11 月 19 日（水）10：00～12：00

【会場】

一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）
第 1 会議室（東京都中央区八丁堀 2-26-9 グランデビル 8 階）

【定員・参加費】

60 名（無料）

【主催】

一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）

【プログラム】

挨拶：田村道宏（経済産業省生物化学産業課）
演題 1：「名古屋議定書の第 1 回締約国会議の状況」

演者 1：井上 歩（一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA））

演題 2：「生物多様性条約締約国会議（合成生物学を中心に）」

演者 2：田村道宏（経済産業省生物化学産業課）

演題 3：「バイオインダストリー協会の ABS に関するサポート」

演者 3：野崎恵子（一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA））

演題 4：「名古屋議定書の国内動向について」

演者 4：井上 歩（一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA））

【内容】

本報告会では、日本の伝統医学である漢方や鍼灸に関わる遺伝資源と伝統的知識を巡る国際ルールの1つの最新情報を得る機会として、2014年10月6日から10月17日まで、韓国の平昌（ピョンチャン）で開催されていた、生物多様性条約第12回締約国会議、特にその中でも長く議論されていた「合成生物学」と、2014年10月12日に発効して開催された第1回名古屋議定書締約国会議について報告された。また、名古屋議定書の国内動向についても説明された。

演題1「名古屋議定書の第1回締約国会議の状況」の演者、井上 歩氏からは、以下に関する報告と説明が行われた。

○2014年7月14日に名古屋議定書の批准国が50カ国に達した。この日より90日後に名古屋議定書は正式に発効となることになり、2014年10月12日に名古屋議定書は発効した。現時点で締約国は締約国50カ国、EU、批准国3カ国となっている。締約国にはアフリカ諸国が半数近くを占めている。

○2014年10月6日-17日に韓国・平昌（ピョンチャン）でCOP12が開催された。ここではカルタヘナ議定書（遺伝子組み換えの安全性を議論）を議論するCOP-MOP7と名古屋議定書を議論するCOP-MOP1が同時に開催された。主な議題は以下の通り：

○第14条：ABSクリアリング・ハウス及び情報交換

○ABSクリアリング・ハウスの本格運用が開始された。以下は決議案抜粋：

- ・非公式アドバイザー委員会を設置する。（技術的ガイダンスを提供）
- ・付属書のABSクリアリング・ハウスの運用の態様を採択する。
- ・1つの政府窓口、1あるいは2以上の権限のある国内当局、1つのPublishing Authority、及び必要に応じて1あるいは2以上の

National Authorized Userの指定を求める。

○第30条：議定書の遵守促進、不遵守事案に対応する協力の手続きと制度的仕組み。

○議定書の遵守を促進、不遵守の事案に対処するための規定。以下は主な論点：

- ・国内ABS措置への不遵守をこの仕組みの中で取り扱うか否か。

- ・原住民社会及び地域社会（ILCs）代表の取り扱い。

- ・決議方法

- ・遵守委員会の審議のトリガー

- ・オンブズマン制度の導入

○本会議と並行してコンタクトグループが設置され、以下決議案が採択された。

○決議案（概要）：

- ・遵守委員会を設置

- ・国連5地域グループそれぞれ3名、合計15名の委員で構成、オブザーバーとしてILCsから指名された2名の代表

- ・定足数は2/3（10名）、コンセンサスが得られない場合は出席投票者の3/4または8名の多いほうで決定

- ・委員会への申し立て

- ・審議の元になる情報として、各国報告、ABSクリアリング・ハウス、事務局からの情報。

○第10条：地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性と態様。

- ・遺伝資源（GR）及び伝統的知識（TK）が、事前の情報にもとづく同意の付与または取得が不可能な場合、地球規模の多国間利益配分の仕組みについて検討する。

- ・先進国は、名古屋議定書の訴求性を否定しているが、アフリカグループは依然として第10条を足がかりに、過去に遡り利益配分を求めようとしている。

○決議案（抜粋）：

- ・締約国、その他の政府、国際機関、原住民社会及び地域社会、関連する利害関係者に

対し、以下に関する見解を事務局長に提出する。

○第10条に係る専門家会合報告書で更なる検討が必要な部分。

- ・事務局長に対する要請。
- ・COP-MOP2でのけんとうのために、検討結果を提出。

○条約の構造とプロセスの効率向上

○決議案（抜粋）：

- ・COP、カルタヘナ議定書 COP-MOP、名古屋議定書 COP-MOP は2週間以内で開催する。条約と議定書を更に統合する。

○COP13は2016年11月、ロス・カボス（メキシコ）で開催。

演題2「生物多様性条約締約国会議（合成生物学を中心に）」の演者、田村道宏氏からは、以下に関する報告と説明が行われた。

以下項目に触れた：

○CBD成立の経緯

○CBDの主な規定（名古屋議定書、カルタヘナ議定書）

○CBD及び議定書の骨格

○CBDの審議の枠組み

○COP10の概要

○COP11の概要

- ・資源動員戦略の目標の設定に触れる
- ・地球規模生物多様性概況第4版について

○COP12の概要

- ・CBDにおける合成生物学の議論については報告省略。

○COP12におけるABSに関する議論

- ・アフリカ（ナミビア）は、名古屋議定書の非締約国（日本も入る）がCBD加盟国に対してGR、TKの利用状況を報告するように提案。日本、カナダ、スイス、EUなどは条約の規定を超えるとして訂正を提案。
- ・結果、各国がCBD第15条に従って実施したABS関連の措置について国別報告書で報告し、その結果をもとにCOP14でCBD

と名古屋議定書との接合部分の課題について統合した対応方法について検討する。

・CBD加盟国数194カ国、名古屋議定書加盟国数51カ国。

○今後に向けて

- ・途上国は産業の関与に非常に高い関心を持っている
- ・CBDの交渉状況をフォローしながら関与し続けることが重要

演題3「バイオインダストリー協会のABSに関するサポート」の演者、野崎恵子氏からは、以下のABS支援ツールが紹介された。

○遺伝資源へのアクセス手引き

○情報提供

○相談窓口

○各国ルートの開拓

○本年度の活動

演題4「名古屋議定書の国内動向について」の演者、井上 歩氏からは、以下に関する報告と説明が行われた。

○日本のこれまでの動き

- ・平成24年9月 報道発表：「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定
- ・2015年までに名古屋議定書に対応する国内措置実施を目指す
- ・平成24年9月 環境省：「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」設置
- ・16回開催

○「あり方検討会」以降の状況

- ・平成26年7月14日批准国が50カ国に達す
- ・平成26年10月12日名古屋議定書発効

○名古屋議定書に関する要請書の提出

- ・平成26年10月7日5団体が外務・厚労・経産・環境大臣に要望書提出（日本バイオ産業人会議・JBA・製薬協・日漢協・（一社）日本種苗協会

①生物多様性条約・名古屋議定書

②名古屋議定書の問題点

・名古屋議定書は産業界との調整を経ずに採
扱、以下の問題点：

・遡及性

・一般流通品の取り扱い

・派生物の取り扱い

・中小企業や研究開発への配慮

→ 批准に向けた議論は拙速を避け、丁寧な
検討と産業界との調整を十分に経て結論を
出してほしい

③遡及適用による影響を受けうる産業規模

・影響を受ける産業規模は最大 21 兆円

→ 遡及性が確実に否定されると判断できる
まで日本は批准をさけるべき

④中小企業や研究開発への影響

・中小企業：配慮が規定されていない

・研究開発：配慮が十分に規定されていない

→ 配慮されなければ日本は批准すべきでない

○一般流通品（コモディティ）の取り扱い

・一般流通品を購入して研究開発に利用する
場合は ABS の対象になるか？またその場
合、いつ、誰に対して手続きをとればよい
のか？

○研究開発への影響

・名古屋議定書亀井の見込み → 研究成果
の実用化の際に過大な利益配分、法的手続
きが必要になる可能性大 → 大学・研究
機関での研究成果を企業が利用しなくなる
→ 大学・研究機関での研究成果の実用化
を見据えた研究が後退（事例発生）

Ⅲ. 開催シンポジウム

【タイトル】

「2014 年度シンポジウム『日本の伝統医学を
取り巻く最新の国際状況』」

【日時】

2015 年 1 月 31 日（土）14：00～17：00（開場
13：30）

【会場】

飯田橋レインボービル 1F C + D 会議室（東
京都新宿区市谷船河原町 11）

【主催】

平成 26（2014）年度厚生労働科学研究委託費
（地域医療基盤開発推進研究事業）「ISO/
TC249 における国際規格策定に資する科学
的研究と調査および統合医療の一翼としての
漢方・鍼灸の基盤研究」分担研究（分担研究
者：小野直哉）

【後援】

日本東洋医学サミット会議（JLOM）

【対象】

日本の伝統医学に関心をお持ちの方どなた
でも（入場無料）、定員 80 名

【シンポジスト】

炭田精造（一般財団法人バイオインダスト
リー協会（JBA）生物資源総合研究所）、森岡
一（国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS 学術
対策チーム）、田上麻衣子（東海大学法学部法
律学科）、小野直哉（公益財団法人未来工学研
究所）

【背景】

現在、日本の伝統医学を取り巻く国際環境
は、従来の我々の認識を超え、急激に変化し
ている。近年、韓国や中国は、自国の伝統医
学の古典医学書や伝統医学そのものの一部分
を、国連教育科学文化機関（UNESCO）の世
界記憶遺産や無形文化遺産として登録を行
なった。また、現在、世界保健機関（WHO）
では新たな疾病及び関連保健問題の国際統計
分類（ICD-11）改訂に伴い伝統医学を国際統
計分類に盛り込む作業が行われており、国際
標準化機構（ISO）では東アジアの伝統医学
の国際標準化の作業が進められている。更
に、生物多様性条約（CBD）では日本の伝統
医学にも関わる「遺伝資源」と「伝統的知識」
のアクセスと利益配分（ABS）の議論が行わ
れている。

これらの背景には、東アジア諸国の伝統医

学分野における「遺伝資源」や「伝統的知識」に関する文化、科学技術、産業、経済戦略への思惑が密接に関係しており、東アジア諸国の国益に多大な影響を与えられていると考えられている。

東アジアの伝統医学の「遺伝資源」や「伝統的知識」に関わる事柄は、他にも世界知的所有権機関（WIPO）、世界貿易機構（WTO/TRIPS）、国連食糧農業機関（FAO）等、多岐に亘る国際機関で個別且つ専門的に議論され、資源国（主に発展途上国）と利用国（主に先進工業国）、各国の駆け引きや攻防が随所で見受けられ、南北問題の様相も呈している状況である。

日本の伝統医学を取り巻く国際環境は、多面的且つ有機的に関連し、東アジア諸国を含め、資源国と利用国、発展途上国と先進工業国、各国の思惑が複雑に絡み合い展開しているのが現状である。

【目的】

本シンポジウムでは、生物多様性条約（CBD）に関わって来られた各分野の専門家及び日本の伝統医学関係者の講演から、日本の伝統医学に関わる遺伝資源と伝統的知識の現状と問題点を洗い出し、その後の議論で、現状の問題点の明確化と整理を行い、今後必要な具体策の明確化と今後の行方を展望する。更に、本シンポジウムを通して、より多くの日本の伝統医学関係者及び国民へ、日本の伝統医学が置かれている現状を発信し、その理解と啓発を促すことを目的としている。

【プログラム】

開会の挨拶：

石川友章（日本東洋医学サミット会議
（JLOM）議長）

座長：小野直哉（公益財団法人未来工学研究所）

講演1：「日本の伝統医学を取り巻く国際情勢の概要」

演者1：小野直哉（公益財団法人未来工学研究所）

講演2：「名古屋議定書をめぐる概況—欧州連合（EU）における実施の現状—」

演者2：炭田精造（一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）生物資源総合研究所）

講演3：「伝統的知識に関する国内外の最新動向」

演者3：田上麻衣子（東海大学法学部法律学科）

講演4：「生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響—伝統的知識（伝統医学知識）データベース利用の現状と将来—」

演者4：森岡 一（国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS 学術対策チーム）

討論：

座長：小野直哉（公益財団法人未来工学研究所）

閉会の挨拶：

東郷俊宏（日本東洋医学サミット会議
（JLOM）事務総長）

【内容】

本シンポジウムの講演では、本分担研究者で本シンポジウム座長の小野直哉氏から日本の伝統医学を取り巻く国際情勢の概要が説明された後、2010年に名古屋で開催された生物多様性条約（CBD）締約国会議（COP10）で採択された名古屋議定書の2014年10月の発効を踏まえて、生物多様性条約（CBD）における遺伝子資源及び伝統的知識のアクセスと利益配分（ABS）の問題と最新情報について、長年に渡り、生物多様性条約（CBD）の交渉に当たって来た炭田精造氏と、国際法及び知的財産法の観点から伝統的知識の問題に携わって来た田上麻衣子氏、企業の具体的知的財産対応の側面から遺伝資源の問題に携わって来た国立遺伝学研究所の森岡 一氏、其々の専門の立場から、日本の伝統医学に関わる生物

多様性条約（CBD）での遺伝資源と伝統的知識の現状の報告が行われた。

講演1「日本の伝統医学を取り巻く国際情勢の概要」の演者、小野直哉氏は、本シンポジウム開催の背景にある国際情勢について概説した後、伝統医学分野の専門家だけでは対応できないことを自覚し、産業、知的財産、法律、政策など多分野（産官学）との交流・連携を図り、豊富な経験と知識の支援を受けて戦略を立てなければならないと述べた。遺伝資源や伝統的知識に関係して影響を受ける可能性がある分野として、漢方医薬（生薬等の漢方薬材料を利用）、医薬品（創薬目的に微生物や天然動植物を探索）、食品（農産物や健康食品材料を利用）、化粧品（天然動植物の抽出物を利用）、種苗（野生植物の園芸・観賞植物目的の利用）、鍼灸機器具（鍼用具やヨモギ等の艾材料を利用）などの産業分野、また、大学や研究機関（上記産業関連分野）、博物館のカルチャー・コレクション等の保存機関の資源にも適用され、遺伝資源を仲介者経由で入手しても影響を受けることがあると提示した。これまでは複数の国際機関や条約で個別かつ専門的に議論されてきたが、今後は相互に影響を与えることが予想されるため、それらの関連性や全体像を把握した対応が不可欠とした。「戦術を標治法とすると、その限界が来ていることを認識する。これからは根本的な戦略、本治法が必要になる」と述べ、標治法と本治法のバランスをとりながら、日本の伝統医学（漢方・鍼灸）は日本の医療資源、知的資源、伝統文化であると認められるように取り組んでいかなければならないと述べた。

講演2「名古屋議定書をめぐる概況—欧州連合（EU）における実施の現状—」の演者、炭田精造氏は、2010年の生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）で採択された名古屋議定書（署名国・地域92）が昨

年10月に発効した。開発途上国を中心に締約国は57（機関としてのEUを含む）。日本はまだ批准していない。名古屋議定書では、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関し、生物多様性条約（CBD）をより実効可能にする枠組みが定められ、提供国・利用国政府は共に法整備やチェック体制等、国内措置を講ずるよう求められる事になったが、「遺伝資源」、「伝統的知識」、「遺伝資源の利用」等の用語が示す範囲は不明確であり、重要条項においては多様な解釈が成り立つといった問題点が残されている。そして、「EUは一つの機関ではあるが、圏内諸国で交渉を重ねて対応しており、日本としてはEUの動きをフォローし、分析しておく必要がある」と指摘し、EUは不十分ではあるがEU規則を既に発効させ、さらに2015年10月を目標に実施細則の検討に入っていると報告した。世界的には議定書実施の条件はまだ整っていないが、今後も国際的な情報収集と分析を続け、日本は産業界、学界の実態を踏まえた日本にふさわしい実施可能な具体案を検討していく必要があると述べた。

講演3「伝統的知識に関する国内外の最新動向」の演者、田上麻衣子氏は、生物多様性条約（CBD）での利益配分の適用範囲は「遺伝資源及びその利用から生ずる利益」であったが、名古屋議定書により「遺伝資源に関連した伝統的知識及びその利用から生ずる利益」も対象にされるようになったと紹介した。しかし、対象となる伝統的知識の定義が曖昧な上、遺伝資源の利用に際して必要とされる手続きが伝統的知識については定められておらず、利用国としてはどのような手続きをすればいいのかが分からない状況だと説明した。日本国内の検討会では、「先住民社会及び地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的知識」に限定し、広く周知されているパブリックドメインは含めない、提供国が対象

となる伝統的知識の一覧を作成し、その範囲内で遵守措置の対象にするといった報告書をまとめたが、提供国にリスト作成の義務は課せられていないため、リスト化されていない伝統的知識の利用・遵守措置からの除外は名古屋議定書違反になる可能性がある」と指摘した。また、伝統的知識の保護について、契約や既存の知財制度などで保有者に権利付与する手法には限界があり、第三者の利用を阻止するという視点から伝統的知識の文書化・電子化（データベース）、出所開示といった防衛的な動きが出てきているほか、新しい特別な保護制度の議論が WIPO で進められていると述べた。その中で保護の対象となる伝統的知識を、①シャーマンなど一部のしか知らない神聖な／秘密の知識、②公衆が利用可能だが、世界的には周知でない地域コミュニティ内の知識、③漢方など公衆に周知となっている知識、と階層的に分類し、「知られていけば知られているほど、保護の度合いを弱める」という進歩したアプローチが導入されたと報告した。

講演 4「生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響—伝統的知識(伝統医学知識)データベース利用の現状と将来—」の演者、森岡一氏は、伝統的知識とは何かという問題を解決する方法としてデータベース化が行われ、伝統的知識の権利化に利用されるようになってきたと述べた。一つは、情報不足による誤った特許付与の阻止で、中国は伝統医学に関連する特許のデータベースを設置し、伝統医学特許約 1 万 2000 件、処方約 3 万 1000 件を収載、毎月更新を続けている。インド伝統医学知識デジタルライブラリー (TKDL) は、アーユルベダ、ユナニ、ヨガなどの 150 の書物、約 25 万処方がデータベース化され、日欧米の特許出願の新規性審査に利用されている。次に、文献記載知識から口頭伝承知識へと拡大し、デジタル化することで見える形に

して権利を与えようとする動き。インドの人民知識登録、ブラジルのセラード人民薬局方、韓国伝統的知識ポータルが作られている。さらに複合化したものでは、南アフリカの伝統的知識記録システムがあり、口頭伝承を収集・デジタル化し、システムへのアクセスと利益配分 (ABS) の仕組みを構築している。データベース化のメリットは、権利の固定・明確化、伝承容易化、権利者の明確化による利益配分の安易化であるが、一番の目的はプレミアム化することで価格に上乗せするロイヤリティーを生むことである。名古屋議定書によって伝統的知識は法的強制力を持つこととなり、インドケーララ州伝統的知識保護政策、伝統的タイ医療知識の保護と促進法、南アフリカの新たな利益配分システムなどの取り組みが開始されていると述べた。今後は食品業界の国際フェアトレード制度のような利益配分制度に発展していくのが望ましいのではないかとまとめた。名古屋議定書による合法的手段として、中国は薬草栽培・製造法に関する伝統的知識の保護による移動の制限、中医学伝統的知識そのものの権利化による利益配分の強化に向けて法整備を進めている。また、ユネスコで認められているのだから、本来は自分たちのものだ」と主張してくるかもしれないと述べた。

討論の際の質疑応答では、今後、日本の遺伝資源、伝統的知識について明確な方針を示さなければ、日本以外の国に権利を持ち去られる可能性は否めない事が示唆された。また、国際交渉の場で日本は何を守るのかという視点を持ち、日本から提案をしていく事が大切との意見も示された。

D. 考察と結論

I ~ III の日本国内における生物多様性条約 (CBD) 関連のセミナーへの参加及びシンポジウム開催、紙媒体の文献調査及び Web 上での

伝統医学に関わる生物多様性条約（CBD）での遺伝資源と伝統的知識の情報収集から、鍼灸や漢方を含めた日本の伝統医学を取り巻く遺伝資源、伝統的知識、文化資源、知的財産の問題は、生物多様性条約（CBD）での議論ばかりではなく、多岐に亘る国際機関や条約での議論と複雑に絡み合っていることは明白であると考えられる。

そして、今日の多岐の分野に亘る事柄が複雑に絡み合っている、これら伝統医学を取り巻く問題は、既に医療や公衆衛生に関わる国際機関である WHO、単独では解決できる事柄ではなくなっていると考えられる。WHO も含め、環境問題に関わる UNEP や生物多様性条約（CBD）、文化に関わる UNESCO、食料や農業に関わる FAO、産業に関わる ISO、知的財産に関わる WTO/TRIPS や WIPO の各国際機関で縦割りに議論されている遺伝資源や伝統的知識の事柄を総合的且つ有機的に捉え、問題解決に当らなければならない時代に突入しているのが現状であると考えられる。

例えば、UNESCO での世界遺産での韓医学及び中医学の動きは、生物多様性条約（CBD）での伝統的知識の問題だけではなく、伝統的知識を扱う世界知的所有権機関（WIPO）において伝統医学が伝統的知識としてどの国に帰属するかが問題になる際に、UNESCO と言う世界的に認知されている国際機関が各国の伝統医学がどの国に帰属するかの“お墨付き”を与える可能性があり、将来的に伝統医学の伝統的知識の帰属性や出所開示の問題に影響を与える可能性は否めない。他の国際機関での動きが、他の国際機関での議論や交渉に影響を与えることを今後は考慮しなければならないと考えられる。

また、生物多様性条約（CBD）締約国会議（COP）は2年に1度、締約国持ち回りで開催されている。2010年度に名古屋で開催された締約国会議（COP10）後、2012年はインドのハイドラバードで開催された締約国会議

（COP11）、2014年（本年度）は韓国の平昌（ピョンチャン）で締約国会議（COP12）が開催され、何れの開催国も自国の伝統医学を自国の正統医学と位置付け、自国の伝統医学を法制度化している国であった。一方、日本では、2010年に名古屋で開催された締約国会議（COP10）後、日本国内における生物多様性条約（CBD）関連のワークショップやセミナー、シンポジウム、フォーラム、講演会の開催が少なくなっており、日本国内での生物多様性条約（CBD）への関心は、2010年に名古屋で締約国会議（COP10）が開催された当時の様には無いと考えられる。しかし、2010年に名古屋での締約国会議（COP10）で採択された名古屋議定書（署名国・地域92）が昨年の2014年10月に発効し、開発途上国を中心に締約国は57（機関としてのEUを含む）、日本はまだ批准していない現状等、生物多様性条約（CBD）は日本国内の関心とは無関係に、着実に進展しており、日本の伝統医学関係者が無関心であることは出来ないと考えられる。

以上をまとめると、以下の通りと成る。

鍼灸や漢方等の日本の伝統医学は、生物多様性条約（CBD）での遺伝資源と伝統的知識の議論に直接関わる。鍼灸や漢方を含めた日本の伝統医学を取り巻く遺伝資源、伝統的知識、文化資源、知的財産の問題は、生物多様性条約（CBD）での議論ばかりではなく、多岐に亘る国際機関や条約での議論が複雑に絡み合っている。

今後の企業活動及び日本の伝統医学関連の研究を進める上で、引き続き、政府間の公式の場ではなく、ワークショップ等、各国の伝統医学と生物多様性に関わる者の相互交流の場を数多く設け、お互いを理解しあう努力が必要である。

これまで生物多様性条約（CBD）でのアクセスと利益配分（ABS）で議論されて来た遺伝資源同様、伝統的知識も、今後、生物多様性条約（CBD）締約国会議（COP）の俎上で取り扱われることが、2010年の名古屋議定書で正式に採択

され、日本は未批准のまま、2014年10月に発効された。また、伝統的知識の保護に関し、伝統的知識の文書化・電子化（データベース）、出所開示による防衛策、新たに伝統的知識を3階層に分類した保護制度の議論等がWIPOで進められている。今後、伝統医学に関する伝統的知識の重要性は増して行く。

生物多様性条約（CBD）が扱う問題は、国際連合食料農業機関（FAO）や世界保健機構（WHO）、世界貿易機構（WTO/TRIPS）、世界的所有権機関（WIPO/IGC）、国連海洋法条約（UNCLOS）、南極条約（ATS）、アジア太平洋経済協力（APEC）、そして国際標準化機構（ISO）等、各国際機関や条約が扱う事柄、各国際協定・国際文書と重複し、今後は其々の国際機関や条約での各国際協定・国際文書に序列を付けず、各国際機関や条約で議論された結果を踏まえた上で、今後、其々の国際機関や条約での議論が相互補完的に進むものと考えられる。

今後の課題としては、引き続き、①日本の伝統医学が置かれている国際環境の現状をより多くの日本の伝統医学関係者と日本国民に認識してもらうことと、その方策の検討、②日本の伝統医学関係者には、多様な分野（企業を始め、法律家や環境学者、国際問題、知的財産関連等）の専門家との水平連携、③各国際機関や条約での伝統医学に関する議論や現状を網羅的に把握し、それらを有機的に考察した上での知見を以って、個別の国際機関や条約に対処することが必要である。

更に、今後は、生物多様性条約（CBD）での遺伝資源と伝統的知識のアクセスと利益配分（ABS）に関わる多様な分野の専門家との協力を促進し、生物多様性条約（CBD）以外の国際機関や条約での伝統医学に関する遺伝資源や伝統的知識の議論も含め、特に中国や韓国、他の伝統医学を法制度化している国等の伝統医学に関する政府の意思決定機関等が、伝統医学に関する生物多様性条約（CBD）での遺伝資源と伝

統的知識のアクセスと利益配分（ABS）や生物多様性条約（CBD）以外の国際機関や条約での遺伝資源や伝統的知識の議論に対し、今後、どのような具体的方策や戦略を取って行くのかを現地調査等を通して明確にして行く必要がある。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 国際学会または国際会議

なし

2. 国内学会

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

- 資料1 第1部「遺伝資源へのアクセスと利益配分問題の背景に何かあるのか？」
- 資料2 第2部「農林水産の取り組みの紹介」
- 資料3 CBD/ABS セミナー
「生物多様性条約第12回締約国会議及び、名古屋議定書の第1回締約国会議についての報告」
- 資料4 2014年度シンポジウム「日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況」
- 資料5 生物多様性条約・名古屋議定書に関する要請書

南北問題としてのABS

- ・利益は遺伝資源を利用した側の者に発生する。
- ・しばしば遺伝資源利用者は先進国の企業等であり、遺伝資源提供者は開発途上国である。
- ・途上国には、自分たちの遺伝資源を(勝手に)持ち出されて(自分たちの手の届かない海外で)利用され、その利益が独占されているとの感情。
- 開発途上国側は、アクセス時点での厳しい規制や海外に流出した遺伝資源の追跡、利益配分対象の拡張を求めている。
- (遺伝資源は、一度海外に流出すると、鉱物資源とちがって消滅しない。)

○ アクセス規制の極端な例

インドネシアによる鳥インフルエンザウイルス標本提供拒否(2007年)

インドネシア政府は、自国で発生したウイルスには「主権的権利」があるとして、それをWHOに提供するのを拒否(それを先進国企業が利潤追求に利用、高い金を払ってそのワクチンを購入するのは不均衡)。

→ WHOはワクチン企業が自由にウイルスにアクセスできないようにした。

30

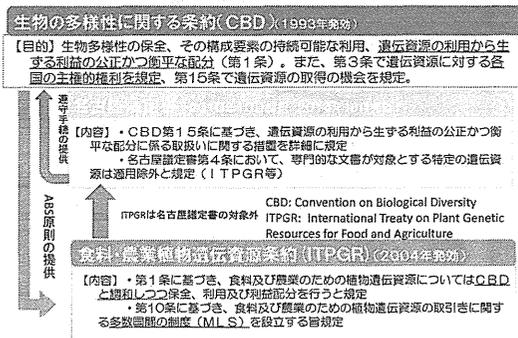
○ 追跡 特許法等で出所開示を求める国 (森岡氏による)

<ul style="list-style-type: none"> ・南アメリカ <ul style="list-style-type: none"> - アンデス連合: ボリビア、コロンビア、エクアドール、ペルー - ブラジル - コスタリカ - パナマ - ベネズエラ ・ヨーロッパ <ul style="list-style-type: none"> - ベルギー - デンマーク - ノルウェー - スウェーデン - スイス - ドイツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ <ul style="list-style-type: none"> - イタリア - ルーマニア - ポルトガル ・アジア・オセアニア <ul style="list-style-type: none"> - 中国 - エジプト - インド - キルギスタン - フィリピン - タイ - ニュージーランド ・アフリカ <ul style="list-style-type: none"> - 南アフリカ
--	--

32

2. ABS交渉の歴史に沿った争点の理解(主要条文の説明を含む)

現在のABS関係条約の全貌

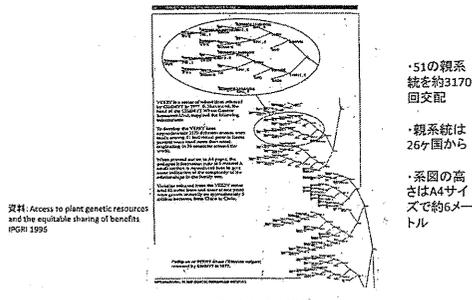


○ ABS交渉の歴史(要約)

- ・今日のABS問題は、最初は作物遺伝資源についてFAOを交渉場所として始まった(83年採択の植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ)。その考え方は、植物遺伝資源は人類の共通財産(=多国間主義)。
- ・しかし、現在のABS原則は、1992年採択のCBDが決めている。その考え方は、遺伝資源は保有国の主権的権利の下にある(二国間主義)。
- ・CBDの二国間主義は作物には当てはめにくいので別途交渉して、CBDと調和した多数国間の制度を中核とする食料・農業植物遺伝資源条約を作成(2001年採択 旧国際的申し合わせの改訂)。

34

植物遺伝資源の来歴の複雑さ (コムギVEERYの系図の一部)



35

遺伝資源及び周辺分野の交渉史

- 1972: 国連人間環境会議(ストックホルム)
- 1983: FAO植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ
- 1987: CBDの作成決定(UNEP)
- 1989: FAO 申し合わせの補足決議
- 1990: TRIPS協定専門家交渉の裏面終了(87~)
- 1991: UPOV91年条約交渉終了(88~) *品種保護条約*
- 1992: 環境と開発に関する国連会議 → 生物多様性条約(地球サミット リオデジャネイロ(Rio))
- 1994: FAO 申し合わせの改定交渉開始
- 2001: FAO 食料・農業植物遺伝資源条約(2004年発効)
- 2002: 持続可能な開発に関する世界サミット(Rio+10)
- 2010: 生物多様性条約名古屋議定書採択
- 2012: 国連持続可能な開発会議(Rio+20)
- 2014: 名古屋議定書発効(10月) + ITPGRの運用改善交渉

36

植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ

1983年、FAOで「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」(法的拘束力なし)が採択 (FAO総会決議8/83)

Article 1 – Objective (前段略)

This Undertaking is based on the universally accepted principle that plant genetic resources are a heritage of mankind and consequently should be available without restriction.

・採択時、8カ国(先進国)が態度を留保(カナダ、フランス、西ドイツ、日本、ニュージーランド、スイス、英国、米国)。(留保理由は知財保護に対する懸念)

・また、途上国にも結局IUに加わらない国があった。(在来品種などの保全・提供に対する農民の貢献が報われていない。)

→ これらを解決するための交渉が始まった。

農民の権利 (89年 FAO総会決議5/89) → UPOVで認められる育成者の権利への対抗概念

Endorses the concept of Farmers' Rights (Farmers' Rights mean rights arising from the past, present and future contributions of farmers in conserving, improving, and making available plant genetic resources, particularly those in centres of origin/diversity.)

(1) 生物多様性条約

正式には、「生物の多様性に関する条約」 Convention on Biological Diversity (CBD) 1993年12月発効 194ヶ国が参加

第一条 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。

← 先進国は、ABSは「目的」ではなく「手段」であるとの主張だった。

7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

→ 自国の管轄外に移転してしまった遺伝資源については、仮に提供国の国内法令違反があったとしてもその法令の効力は及ばない。ABSルールを守るためには、こうした管轄外に移転してしまった遺伝資源を、何らかの形で追跡することが必要。

→ 利用国側も協力してこれを実現したのが名古屋議定書 (名古屋議定書はABSのルールを定めるものではない。)

ABSの原則 → これがすべての基礎

生物多様性条約 第十五条 遺伝資源の取得の機会

1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

→ 主権的権利に由来する二国間主義、ルール違反は国内法違反

5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。

→ PIC (Prior Informed Consent)・・・政府の事前許可

4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。

→ MAT (Mutually Agreed Terms)・・・当事者どうしの私的契約

伝統的知識・・・CBDによるもう一つの利益配分

第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

→ いわゆるTK (Traditional Knowledge: 伝統的知識)に関するABSを規定。

(3) 名古屋議定書

正式には、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の
取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平
かつ衡正な配分に関する名古屋議定書」
Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and
Equitable Sharing of Benefits Arising from their utilization to the
Convention on Biological Diversity (NP)

2010年採択 2014年10月12日発効(日本は未参加)
締約国は53カ国

33

名古屋議定書に至る途…遺伝資源の 追跡と利益配分対象範囲

2002年4月：ボンガイドラインの採択*

2002年8月：Rio+10にて、「CBDの枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡正な配分を推進し保護するための国際レジーム(International Regime)の交渉を始める」ことが決定 → この結果が名古屋議定書

*「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益配分の公正・衡正な配分に関するボンガイドライン」法的拘束力のない、任意のガイドライン。遺伝資源の利用側が措置すべき点を整理したほか、遺伝資源利用の派生物についても相互に合意すべき事項の例示的リストに明示。

34

名古屋議定書の目的

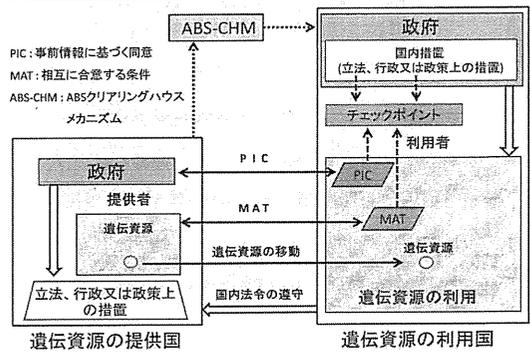
・ 第1条

この議定書は、遺伝資源及び技術に対するすべての権利を考慮し、遺伝資源への適切なアクセス及び関連する技術の適切な移転、並びに適切な資金供与などにより、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡正に配分することを目的とし、もって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献しようとするものである。

→ ヒトを除く全ての遺伝資源が対象。農林水産業/食品産業において製品開発や研究等に用いられる種苗、畜水産生物、微生物等が幅広く対象となる。

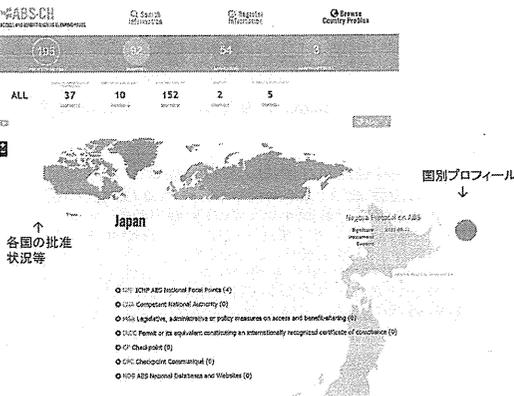
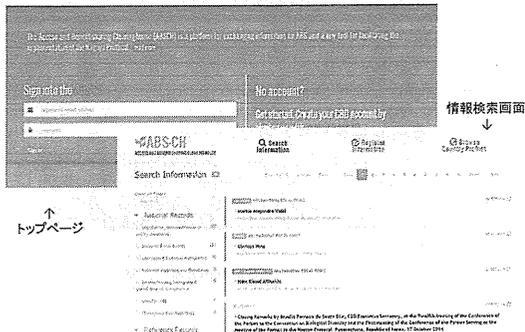
35

名古屋議定書の下での遺伝資源利用



ABSクリアリングハウスの実際の画面

ABSCH
ABS CLEARING HOUSE
Search Information Register Information Request Creating Profiles [URL: https://absch.cbd.int/]



名古屋議定書の重要条項

第十五条 取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守

1 締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内法令又は規則にしたがい、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

→ 伝統的知識についても同様の条項(16条)

39

ITPGRとの関係

・ITPGRがカバーする遺伝資源については、名古屋議定書は適用しない。

第四条 国際協定及び国際文書との関係

4 この議定書は、条約の取得の機会及び利益の配分に関する規定を実施するための文書である。取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書であつて条約及びこの議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合には、この議定書は、当該文書が対象とする特定の遺伝資源に関しては、当該文書の適用のため、当該文書の締約国については適用しない。

40

利益配分の対象範囲の拡大

例えば酵素など代謝産物といった派生物の問題の処理(ボン・ガイドラインの頃から議論)

○名古屋議定書では、「遺伝資源」「利用から生ずる利益」→「遺伝資源の利用」「から生ずる利益」と読み替えて処理。

(磯崎(2011 p268))

○最近は、CBDにおいて「合成生物学」が議論。

41

名古屋議定書の国内措置について

- 2014年3月末まで、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」において検討。(環境省 HP: <http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>)
- 2014年4月以降は関係省庁間で国内措置案の検討を開始。
- 国内措置を実態に即したものとするための調査費を確保(本年度)。

42

EUにおける動向

• EUでは、本年4月に名古屋議定書を担保するためのEU規則を制定。現在、EU規則の下位規則やガイドランスの策定中。

• オランダ・ドイツにおいては、種苗団体(計33社)がEU規則の廃案を求めて本年7月に訴訟を起こした。

【種苗団体の主張】

- 植物育種においては多様な植物が何代も掛け合わせられており、EU規則の求める義務を果たすことは不可能。
- ITPGRの対象作物を拡大し、植物遺伝資源のABSはITPGRでカバーすべき。

43

3. まとめ

○ ABSは、南北問題である。

○ ABSは、名古屋議定書の発効をふまえると、さらに適正に対処すべき課題となっている。

○ ABSは、研究開発を行うにあたってのリスクと捉えて、適切に管理する必要がある。

○ ABSは、遺伝資源をベースとする産業の根底にある問題であり、影響は甚大である。

44

参考文献

- (1)「生物遺伝資源へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題」磯崎博司ら編集、2011年、信山社刊(和文ではABSの唯一の成書)
- (2)「生物多様性の保全とその利用から生ずる利益配分に関する一考察」(生物研研究資料16巻) 山本昭夫 2001年 農業生物資源研究所 (http://www.gene.affrc.go.jp/pdf/misc/situation-report_16-21-118.pdf) (最新情報に欠けるが、本問題の経緯がわかる。)
- (3)「種子は誰のもの—地球の遺伝資源を考へる—」 P. R. Mooney 1993年 八原書房刊(原題: Seeds of The Earth- A Private or Public Resource? 1979 Canadian Council for International Co-operation) (途上国の主張は、現在でも、ほぼこの一冊の内容に尽きている。)
- (4)「The commercial use of biodiversity: Access to genetic resources and benefit-sharing」 Kerry ten Kate & Sarah A Laird 1999年 Earthscan (派生物も含め、EUのために整理した包括的分析。)

45

了

ご不明な点は講師までお気軽に。

(講師はITPGRの我が国窓口
(National Focal Point)です。)

akio_yamamoto@nm.maff.go.jp

46